

平成23年10月1日施行

# 暴力団排除はみんなの力で！ 府中市暴力団排除条例を施行

府中市は、市内から暴力団を排除し、市民の安全で平穏な生活を確保するとともに、事業活動の健全な発展に寄与することを目的に、暴力団排除条例を施行しました。



## 条例の基本理念

- 暴力団と交際しない
- 暴力団を恐れない
- 暴力団に資金を提供しない
- 暴力団を利用しない

暴力団は、さまざまな形で市民・事業者の皆さんの市民生活や事業活動に介入し、安全を脅かす反社会的勢力です。近年では、組織の実態を隠し企業活動を装うなど不透明化を加速させています。

市民・事業者の皆さんは、基本理念を心掛け、みんなで暴力団排除活動に取り組みましょう。

府中市・府中警察署・府中市暴力団等排除協議会

# 府中市暴力団排除条例を施行

## 市の責務

市は、市民等の協力を得るとともに、警察など関係機関と連携を図りながら暴力団排除活動に関する施策を推進します。



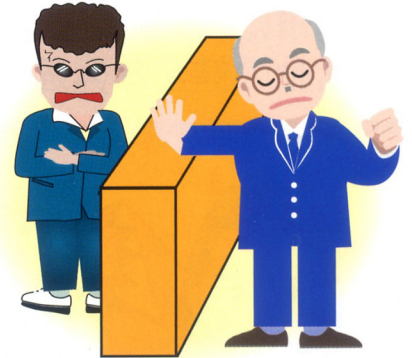
## 市民等の責務

市民・事業者は、暴力団排除活動に資すると認められる情報を知った場合には、市、または警察に情報提供するとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めます。



## 市の事務事業における措置

暴力団員や暴力団と密接な関係にある者を、公共工事等の入札に参加させないなど、市の事務事業から排除します。



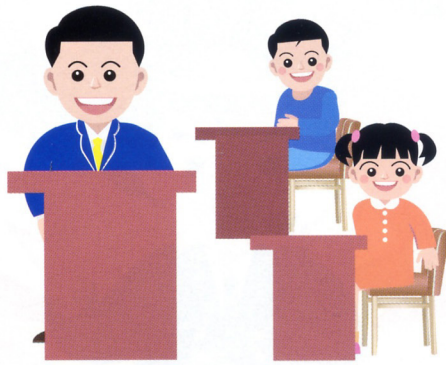
## 市民・事業者への支援

市は、市民・事業者が暴力団排除活動に取り組むことができるよう、情報の提供等の支援を行います。



## 青少年に対する措置

青少年の教育、または育成に携わる者は、青少年が暴力団に加入せず、暴力団による被害を受けないよう、指導・助言を行います。



## 市の施設利用の拒否

市の施設の利用の目的や内容が、暴力団の活動を助長し、または運営に資すると認められる場合は、利用を拒否します。



## 市民等の安全確保

市長は、府中刑務所の出所者に対する暴力団員による出迎えなど、暴力団の威力を示す行為により、市民等に迷惑を掛け、危害を及ぼす恐れがあると認められる場合は、警察署長に対し必要な措置を講じるよう要請します。



## 暴力団等の絡む困りごと相談

(公財)暴力団追放運動推進都民センターでは、暴力団や、えせ右翼、えせ同和行為などに絡む困りごとの相談は、(公財)暴力団追放運動推進都民センターで受け付けています。警視庁や東京三弁護士会の民事介入暴力専門の弁護士と連携し、相談者に対して適切な指導をしています。困ったり、悩んだら、勇気をもって相談してください。相談は無料、秘密は厳守します。

(公財)暴力団追放運動推進都民センター

〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-1-5

東京都産業労働局神田庁舎(神田運転免許更新センター)6階

フリーダイヤル **0120-893-240**

相談時間 平日 午前9時～午後5時

問合せ

府中市環境安全部地域安全対策課 (335・4147)

府中警察署刑事組織犯罪対策課 (360・0110)